

## 第22期第23回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年2月26日（月）11:00
- 2 開催場所 日本漁船保険組合道南支所 会議室
- 3 出席委員 阿部 国雄、高野 勇一、西山 武雄、若山 唯敏、  
山下 勉、瀧川 久市、柴田 一、森 祐、三上 浩、  
坂田 憲治、吉田 直樹、山縣 光徳、高津 哲也  
欠席（上見 孝男、佐々木治一）
- 4 臨席者 渡島総合振興局産業振興部水産課 水産課長 有馬 一幸  
漁業管理係長 高尾 力  
技 師 遊佐 一夢
- 5 事務局 事務局長 北 弘由樹
- 6 議 題  
議案第1号：特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分  
案等について（答申）  
議案第2号：知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について  
（答申）  
議題第3号：まぐろはえなわ漁業の委員会指示について
- 7 報告事項  
（1）くろまぐろ及びまいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理  
漁獲可能量の変更について  
（2）第13期第5回日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会の開催結果について
- 8 その他

## 議 事

北 局 長

ただいまから第22期第23回の渡島海区漁業調整委員会を開会いたします。

開会にあたり、阿部会長からご挨拶を申し上げます。

阿部会長

おはようございます。

開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は、何かとお忙しい中、各委員さんをはじめ、ご来賓の渡島総合振興局水産課の有馬課長さん、高尾係長さんほか、担当者の皆様方にご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本日は、令和6年、最初の委員会ということで、昨年の渡島管内の水揚げ状況を振り返りますと、渡島総合振興局の漁獲速報では、数量で、約14万トン、金額では、約450億円となる見込みとなっております。

令和4年と比較しますと、数量では、スルメイカや秋サケなど大きく水揚げが低迷した魚種があったものの、マイワシやブリの増加によりまして、全体では、前年比、103パーセント、金額については、漁価全体の単価が上がり、前年比、105パーセントとなり、管内の水揚げ金額としては、令和以降で、最も高い金額となる見込みとなっております。

さて、本年も早いもので、まもなく2月も終わり、これから、各地で春漁が始まります。

徐々に暖かくなってきましたが、まだまだ、沖での操業は、厳しさが続くと思います。

皆様方には、引き続き、安全操業について、浜でのご指導をお願いしたいと思っております。

いずれにいたしましても、今年一年、無事故で、大漁となり、浜が潤うことを、ご祈念申し上げます。

本日、ご審議いただくのは、「特定水産資源に関する令和6年管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」、「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」、「まぐろはえなわ漁業の委員会指示について」の3件と、報告事項が2件ございます。

委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をお願い申し上げ、簡単ではありますが、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願います。

北 局 長 本日の委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介します。渡島総合振興局産業振興部水産課、有馬課長さま。

有馬課長 有馬です、よろしくお願いいたします。

北 局 長 同じく、漁業管理係、高尾係長さま。

高尾係長 高尾です、よろしくお願いいたします。

北 局 長 同じく、遊佐技師さま。

遊佐技師 遊佐です、よろしくお願いいたします。

北 局 長 以上でございます。

阿部会長 議事に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願いします。

北 局 長 本日の出席委員について、ご報告をさせていただきます。総委員15名中、13名の出席となっております。

阿部会長 総委員数15名中、13名が出席しており、本日の委員会は成立いたします。

阿部会長 次に、委員会規程第8条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきます。「坂田委員さん」と「吉田委員さん」にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(議案第1号)

阿部会長 それでは、さっそく議案第1号の「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を事務局から説明いたします。

北 局 長 失礼ですけれども、座ってご説明させていただきます。それでは資料1をご覧ください、1ページ目、北海道知事からの諮問文となります。

諮問の内容は、法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量を定めるため、同条第2項の規定に基づき、

当委員会の意見を聴くもので、対象は令和6年4月から令和7年3月までの管理期間となる、クロマグロ、スケトウダラ、スルメイカの3魚種となります。

また、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更に係る扱いについて、同条第5項において準用する第2項の規定により、併せて当委員会の意見を聴くものでございます。

まず、令和6管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。

2ページと3ページに、知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案が示されておりますが、詳細について、魚種ごとに、ご説明させていただきます。

それでは、ページ飛びまして、6ページをご覧ください。

これは、2月8日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、「スケトウダラ」と「スルメイカ」の令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分に基づき、「北海道」に定められた、数量の概要となります。

左側に、「国の資源評価」、右側に「農林水産大臣が定める漁獲可能量」が示されております。

資源評価の詳細については、別の資料といたしまして、資料1（参考資料）を添付しておりますので、後ほどお目通し願えればと思います。

始めに、「すけとうだら太平洋系群」について、ご説明いたします。

漁獲可能量については、前年から6,000トン増の176,000トン、大臣許可漁業への配分が100トン増の99,800トン、北海道漁獲可能量は、前年同の69,100トンとなっております。

次に日本海北部系群ですが、漁獲可能量は、22,900トンで、大臣許可漁業への配分が7,100トン増の15,400トン、北海道漁獲可能量は、7,400トンとなっております。

次に、「オホーツク海南部」及び「根室海峡」ですが、これは、ロシアとのまたがり資源であることから、近年の最大漁獲量を考慮して算定されており、

「オホーツク海南部」の漁獲可能量は、58,000トン、北海道漁獲可能量は、「現行水準」、「根室海峡」の漁獲可能量は、15,000トンで、全量が北海道漁獲可能量となっております。

次に「スルメイカ」ですが、冬期発生系群と秋期発生系群の両系群を合わせてTAC管理が行われております。

「スルメイカ」については、令和4管理年度から3年間の漁獲固定シナリオが採択されており、令和6管理年度は令和5管理年度と同様の79,200トン

が設定されております。

次に、道内配分の考え方について、ご説明いたします。

ページ飛びまして、9ページの「スケトウダラ」をご覧ください。

配分の考え方については、直近の採捕比率等は変わっておりますが、基本的には昨年同様の考え方となっております。

なお、太平洋系群の配分については、令和3年から5年の3年間は、固定シナリオのため、道内配分も固定してきましたが、令和6管理年度は固定期間が終了したため、直近3カ年の漁獲量は令和2年から4年までの漁獲実績を用いて、TACの配分比率については、令和5管理年度の数字を用いて計算しております。

「道南太平洋」全体については、800トン増の、64,700トン、「道東太平洋」のスケトウダラ漁業は、200トン減の2,100トンとなっております。

詳細については、10ページ、11ページに記載しておりますので、後ほど、ご覧いただければと思います。

続きまして、12ページの「スルメイカ」をご覧ください。

「スルメイカ」は、令和4管理年度から、数量明示による管理へと移行しており、引き続き、海域や漁業種類によって、管理区分を分けない総量管理としており、2,400トン全てが「北海道スルメイカを採捕する漁業」に配分されております。

なお、最新の国の資源評価では、国全体の漁獲可能量である、79,200トン全てを消化した場合、資源が絶滅するリスクが出てきた一方、漁獲量が直近の漁獲実績レベルであれば、資源は増加していく見込みとのことですので。

このため、令和6管理年度の全体TACは、79,200トンとするものの、50,200トンは配分を留保することとし、大臣管理区分には、21,000トン、北海道には、2,400トンが配分されているところです。

なお、これらの詳細については、16ページと17ページに記載しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

次に「くろまぐろ」についてですが、13ページをご覧ください。

令和6管理年度における、TACは、小型魚、大型魚、ともに、それぞれ一つの管理区分による総量管理とし、法に基づく認定協定において、海域別の管理を行う体制としていることから、昨年同様、全量が「くろまぐろを採捕する漁業」にそれぞれ配分されております。

漁獲可能量は、小型魚については、過去の超過分の差し引きが終了したことによりまして、113トンが配分されており、大型魚については、320.7トンの配分となっております。

なお、今後、令和5管理年度の繰り越し数量が確定し、4月下旬以降に国の留保からの追加配分がある見込みでございます。

ページめくっていただきまして、14ページには、「令和5年と令和6年の配分量の比較について」添付してございますので、参考としていただければと思います。

最後になりますが、資料戻って頂いて、4ページをご覧願います。

くろまぐろ、すけとうだら、するめいかに係る国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更についてでございます。

漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規程に基づき、関係海区の意見を聴くこととされておりますが、これまで、漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するため、予め行政庁の恣意的のない機械的な配分手法を定め、事前に海区委員会の意見を聴き、同意を得ておくことで、事後報告で対応できることとされてきたところです。

令和6管理年度の取扱いについても、4ページ下段の2に「令和6管理年度の取扱い」が記載されておりますが、いずれも、北海道資源管理方針別紙の規程に基づく、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため、事後報告で対応させていただきたいとの内容でございます。

説明は以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から議案第1号に関する説明がございました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません」の声

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」、当委員会として適当である旨、答申することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員

「異議なし」の声

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第2号)

阿部会長　それでは、次に議案第2号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を振興局から説明をお願いします。

高尾係長　高尾です、よろしくお願いします、着座にて説明させていただきます。

本日、諮問いたします案件については、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間について、ご意見を求めるものでございます。

今回、対象となる漁業は、本庁処分の「いるか突棒漁業」の道内者「いか釣り漁業」の道外者、振興局処分の貝類を対象とした「小型底引き網漁業」といかなごを対象とした「火光を利用する敷き網漁業」と「潜水器漁業」の合計5件となります。

それでは、一括してご説明します。

まず資料2-1をご覧ください。

1ページ目が、本庁処分の知事許可漁業に係る諮問となります。

資料2ページ目をご覧ください、渡島海区へは「いるか突棒漁業」と道外者の「いか釣り漁業」の2件について諮問されております。

次に1ページ飛ばしまして4ページをご覧ください、まずは「いるか突棒漁業」道内者の告示(案)となります。

資料にある制限措置の内容については、前回告示からの変更箇所はございません。

申請すべき期間については、「令和6年6月3日から令和6年7月2日」までを予定しております。

続きまして、5ページをご覧ください。

「いか釣り漁業」道外者の告示(案)となります。

告示案は、5ページから8ページと9ページ及び10ページの2つございまして、内容はどちらも道外者のいか釣り漁業のものととなりますが、9ページ10ページについては、令和6年能登半島地震の発生に伴う特措法の適用を受けた措置としまして、関係法令が適用される漁業許可の有効期間が延長され、従来の許可と異なることから、新規の許可を行うにあたり、別途公示されるものです。

制限措置の内容についてですが、「許可又は企業の認可をすべき船舶等の数」と「許可又は企業の認可を申請すべき期間」以外につきましては、前回公示からの変更はございません。

「船舶等の数」については、廃業などに伴い、全体で330隻となり、前回公示

から、16隻減となります。

「申請すべき期間」につきましては、5ページから8ページの従来の許可の有効期間満了に伴う新規許可については、令和6年4月2日から令和6年5月1日まで、9ページから10ページの能登半島地震発生に伴う特措法の適用を受けた措置関係につきましては令和6年4月30日から令和6年5月31日までとなっております。

11ページ以降にただいま説明しました二つの漁業の前回公示との変更点の対比表と能登半島地震の発生に伴う特措法関係の詳細について記載した資料を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

なお、制限措置等の取扱につきましては、従前と変更がないことから、資料の添付を省略しておりますのでご了承願います。

続きまして資料2-2をご覧ください

まず1ページ目が振興局処分の知事許可漁業に係る諮問となります。

次に2ページ目になります。こちらは「小型機船底引き網漁業」の告示(案)となります。

内容は資料に記載されているとおりで、前回告示の内容から変更ありません。

申請すべき期間については、「毎月1日から末日まで」としております。

続きまして、3ページをご覧ください。

いかなごを対象とした「火光を利用する敷網漁業」の告示(案)です。

(4)の「許可又は企業の認可をすべき船舶等の数」と「許可又は企業の認可を申請すべき期間」以外につきましては、現行の許可からの変更はございませんので変更点のみご説明いたします。

それ以外の部分については後ほどお目通し願います。

まず、(4)「船舶等の数」について、操業区域ごとに順番に説明致します。

操業区域 渡海共第6号、落部漁協関係は3隻減の42隻、8号、森漁協関係は2隻増の3隻、10号、砂原漁協関係は増減ありません、20号、えさん漁協関係は3隻減の10隻、22号は増減ありません、24号は6隻減の13隻、26号は1隻増の7隻、29号、戸井漁協関係は5隻減の9隻、資料に記載はありませんが18号、えさん漁協は1隻あったものが希望がなくなりましたので公示いたしません、全体では109隻から94隻となりましたので15隻減となっております。

申請すべき期間については、令和6年4月1日から令和6年4月30日までを予定しております。

次に4ページをご覧ください。



こちらは「潜水器漁業」の告示（案）となります。

告示案は4ページから9ページまでとなっております。今回は、漁業権切替時に共同漁業権漁業の対象種に「ほや」「かき」「えぞあわび」「なまこ」を追加したもの、また漁法に潜水器を追加したのに関連する変更のみとなりますので、変更点のみご説明いたします。

7ページをご覧ください。

一番上、操業区域渡海共第40号、上磯郡漁協関係について「ほや」を追加しております。

8ページをご覧ください。

中段から少し下、第23号、えさん漁協関係について「かき」を追加しております。

同じページの一番下、第15号、南かやべ漁協関係について「えぞあわび」を追加しております。

9ページをご覧ください。

一番上の15号と二つ下の13号、南かやべ漁協関係については「えぞあわび」を追加し、下から2番目の9号、砂原漁協関係については潜水器漁業の設定がなかったため「なまこ」を対象として新設をいたしました。

次に、申請すべき期間については、「毎月1日から末日」までとしております。

なお参考資料としまして、ただいま説明しました潜水器漁業の「制限措置等の取扱い」の新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は、以上でございます。

阿部会長

ただいま、振興局から議案第2号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません。」の声

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」、当委員会として適当である旨、答申することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 「異議なし」の声

阿部会長 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第3号)

阿部会長 次に、議案第3号の「まぐろはえなわ漁業の委員会指示について」を事務局より説明いたします。

北局長 それでは、資料3をご覧ください。

令和6年1月24日付けで、津軽海峡まぐろはえなわ漁業協議会から、漁場利用の円滑な調整と紛争の未然防止を図ることを目的に、漁業法第120条第1項に基づく委員会指示の発動について、要請を受けたものでございます。

それでは、2ページ目をご覧ください。

こちらが、委員会指示案の全文となっております。

本委員会指示は、1年を有効期限として、毎年、新たに発動されているもので、昭和49年より、発動を繰り返しているものです。

主な内容について、ご説明いたします。

まず、1の制限区域ですが、函館市恵山岬灯台中心点と青森県下北郡尻屋埼灯台中心点とを結んだ線と北斗市葛登支灯台中心点から152度の線との間における渡島総合振興局管内沖合海域となります。

4ページに概略図を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

2の操業期間については、6月1日から翌年1月31日まで、3の操業禁止時間は、午後10時から翌日午前2時まで、4の操業の承認については、渡島海区の承認が必要となる旨を規定しております。

6の制限隻数については、40隻以内としております。

続きまして、5ページをご覧ください。

委員会指示の新旧対照表となっております。

左側が令和6年(案)、右側が令和5年で、委員会指示の変更点は、年次のみでございます。

8ページをご覧ください。

こちらが、まぐろはえなわ漁業承認事務取扱要領の新旧対照表でございます。

左側が令和6年度(案)、右側が令和5年度となっております、変更点は、こち

らも、年月日のみとなっております。

10ページに事務取扱要領の全文、11ページから19ページに、各種様式を添付してございますので、後ほどお目通し願えればと思います。

続きまして、20ページをご覧ください。

こちらは、令和元年度から令和4年度の「海峡まぐろはえなわ漁業」の水揚げを取りまとめたものでございます。

令和5年度は、漁獲尾数447尾で、重量約61トン、金額約3億4千万円となっております。

最後に21ページをご覧下さい。

こちらは委員会指示に関する評価調書でございます。

当委員会事務局と渡島総合振興局産業振興部水産課が検討した結果、委員会指示の発動は妥当であり、「見直しの必要なし」と判断いたしました。

なお、検討結果の詳細は、22ページから23ページに記載してございますので、後ほどお目通し願えればと思います。

説明は以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から議案第3号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません。」の声

阿部会長

ご意見、ご質問がないようようですので、議案第3号については、漁業法第120条第1項の規定による委員会指示の発動をいたしますが、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」の声

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

阿部会長

次に報告事項に入らせていただきます。

報告事項（1）について、事務局より説明いたします。

北局長

それでは、報告事項（1）「くろまぐろ及びまいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」ご説明いたしま

す。

右上に報告1と記載の資料をご覧願います。

1ページですが、令和6年1月12日付けで、北海道水産林務部長から、「くろまぐろ」に係る、知事管理漁獲可能量の変更について、当委員会あて通知がございました。

なお、これについては、先ほどの議案第1号でも、ご説明いたしましたが、先の委員会において、事後報告で承認されているものでございます。

それでは、2ページをご覧願います。

変更内容について記載されております、変更内容といたしましては、小型魚が、83.8トンから、80.8トンに、大型魚が、327.4トンから、322.4トンに変更されております。

これは、他県との譲渡や融通に伴う変更となります。

続きまして、3ページをご覧願います。

「まいわし太平洋系群」に係る、水産林務部長からの当委員会あての通知でございます。

変更内容ですが、4ページをご覧願います。

令和5年12月13日付けで、北海道漁獲可能量を38,600トンから、65,600トンに変更しております。

これは、漁獲の積み上がりによる、国からの追加配分に伴う変更です。

説明は以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から報告がありましたことについて、何かご質問はありますか。

各委員

「ありません。」の声

阿部会長

次に、報告事項(2)について、事務局より説明いたします。

北局長

それでは、報告事項(2)第13期第5回日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会の開催結果について、ご説明いたします。

報告2の資料をご覧願います。

令和6年2月13日、札幌の第2水産ビルにおいて、第13期第5回日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会が開催されました。

当委員会からは、上見副会長と、吉田委員が出席されております。

議案第1号につきましては、北海道日本海沖合海域におけるまぐろ漁業の

委員会指示の発動であり、原案どおり決定されました。

指示内容の昨年からの変更点ですが、9ページの新旧対照表をご覧ください、年度施行日のほか、漁獲成績報告書の提出期限の変更がありました。

「漁業終了後30日以内」としていたものを「遅滞なく」と変更しております、これについては、実情に合わせた文言整理で、内容自体に変更はございません。

次に事務取扱要領についてですが、14ページの新旧対照表をご覧ください、変更点といたしましては、年次変更のほか、申請書の提出期限が変更されております。

渡島檜山海域については、「4月30日まで」が「4月10日」までとなります、これにつきましては、操業期間が5月1日からとなっていることから、実情に合わせ、変更されるものです。

次に、令和5年度の漁獲結果についてですが、19ページをご覧ください。

令和5年度は、トータルで、3,354尾、数量で約134トン、金額は、約2億4千万円とのことでございます。

また、資料は添付しておりませんが、各海区から海域ごとの操業協定案の報告がありました。

各海域ともに、年次以外の変更はありませんでしたので、説明を省略させていただきます。

説明は以上でございます。

阿部会長 ただいま、事務局から報告がありましたことについて、何かご質問はありますか。

各委員 「ありません。」の声

阿部会長 さて、本日予定されていた議案、報告事項は、全て終了いたしました、その他に何かございませんか。

各委員 「ありません」の声

阿部会長 何もないようですので、本日の委員会は終了いたします、本日はありがとうございました。